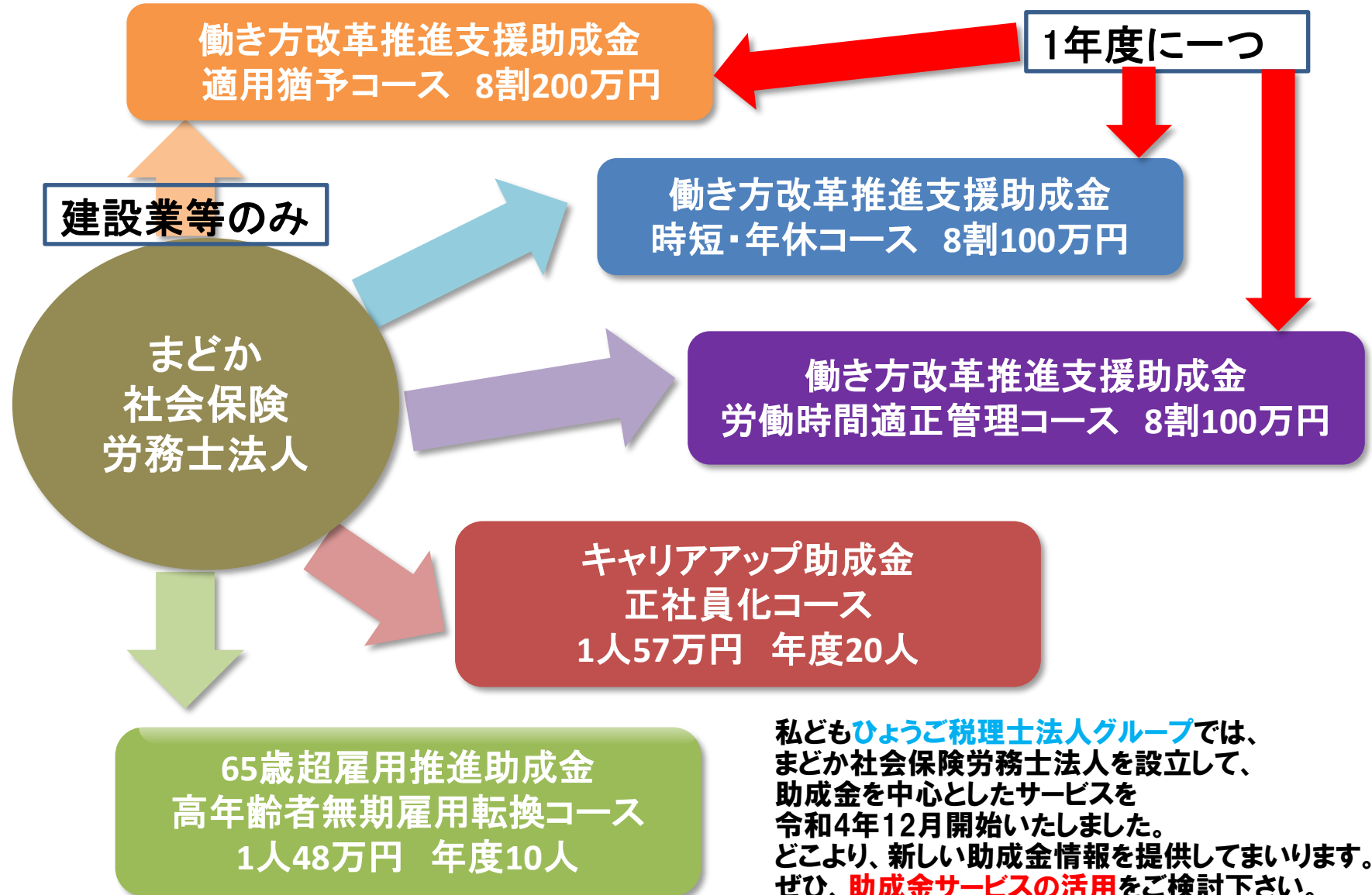


# まどか社会保険労務士法人の 助成金メニュー



私どもひょうご税理士法人グループでは、まどか社会保険労務士法人を設立して、助成金を中心としたサービスを令和4年12月開始いたしました。どこより、新しい助成金情報を提供してまいります。ぜひ、**助成金サービスの活用**をご検討下さい。

# 働き方改革推進支援助成金要件

コース区分	主な要件	要件1		要件2		要件3		要件4		要件5
1 適用猶予コース 8割200万円	2023年3月までに 例70hの36協定届出があり、5月以降に60hに下げること	建設業であること	かつ	2023年3月までに 例70hの36協定届出がしてあること または、すること	かつ	2023年5月以降に60h以下に36協定を下げることができること	かつ	2023年5月以降に新しく250万円程度の貨物自動車、建設機械、システム等を購入すること	かつ	借入してもよいが、250万円を一括で支払いができること

コース区分	主な要件			要件1		要件2		要件3		
2 時短・年休コース 8割100万円	年休計画付与50万円、コロナ休暇25万円、時間単位年休25万円 100万円	業種制限なし		36協定無し	かつ	2023年5月以降に年休計画付与、コロナ休暇、時間単位年休を設定できること	かつ	2023年5月以降に新しく125万円程度の貨物自動車、3Dプリンタ、システム等を購入すること	かつ	借入してもよいが、125万円を一括で支払いができること

コース区分	主な要件			要件1		要件2		要件3		要件4
3 労働時間 適正管理コース 8割100万円	勤怠と給与計算をリンク 労働時間ガイドラインセミナーの開催	業種制限なし		2023年3月末までに時間に関係なく、36協定届出がしてあること、 または、すること	かつ	2023年5月以降に、勤怠と給与をリンクさせられること	かつ	2023年5月以降に新しく125万円程度の貨物自動車、3Dプリンタ、システム等を購入すること、勤怠と給与のシステムで125万円を使い切っても可	かつ	借入してもよいが、125万円を一括で支払いができること

厚労省令和5年度概算要求により作成、一部変更となる場合があります。